

# 大阪府特別職報酬等審議会

## 第六回 会議資料

日時：平成 27 年 12 月 7 日

場所：特別会議室（大）



## 目次

資料 1	平成 23 年審議会の意見具申のポイント .....	1
資料 2	非常勤の行政委員の報酬の額に係る委員の意見 .....	2
資料 3	非常勤の行政委員の報酬の額の改定案 .....	4
資料 4	意見具申（案） .....	5
資料 5	意見具申の概要（案） .....	10
資料 6	平成 27 年人事委員会勧告の概要 .....	11



## 資料 1 平成 23 年審議会の意見具申のポイント

(平成 23 年 8 月 29 日付け「特別職の報酬及び給料の額等について (答申及び意見具申)」(3、17-18 頁)より)

- 従来、委員会または委員ごとに報酬額に差が設けられてきたが、委員会または委員の職務は、それぞれの分野で重要な意義を有しており、その価値に差異を設けることは望ましくないところから、一律に定めることが適当と考える。
- 地方自治法の規定では、非常勤の行政委員の報酬は、日額支給が原則であり、府民にとっての透明性、分かりやすさなどを考慮すれば、当審議会としても、これを支持したい。
- 現在、行政委員には、常勤の者と非常勤の者がいるが、常勤であれ、非常勤であれ、その職務・職責は同一と考えられるので、非常勤行政委員の報酬日額は常勤行政委員の給料月額を常勤職員の月あたり平均勤務日数 (21 日) で除した金額とするべきである。
- 1 週間あたり 2 日、月で 8 日以上勤務になれば、常勤的な勤務と評価でき、このような場合は、これまでの取り扱いとのバランスを考慮して、月あたり 8 日勤務の場合に支給される金額を月あたりの支給の上限額とする。
- 委員長については、現行の委員長と委員の月額報酬の差が、概ね 2 割であるところから、日額についても、また、月あたり上限額についても委員の 2 割増しとすることが適当である。

(計算式)

・ 行政委員の報酬日額

$$740,000 \text{ 円 (常勤行政委員の給料月額)} \times (1 - 0.1(\text{知事の給料改定率})) \div 21 \text{ 日} \\ = 32,000 \text{ 円 (百円単位四捨五入)}$$

・ 行政委員の報酬の月あたり上限額

$$32,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 日} = 256,000 \text{ 円}$$

・ 委員長の報酬日額

$$32,000 \text{ 円} \times 1.2 = 38,000 \text{ 円 (百円単位四捨五入)}$$

・ 委員長の報酬の月あたり上限額

$$38,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 日} = 304,000 \text{ 円}$$

## 資料 2 非常勤の行政委員の報酬の額に係る委員の意見

(第四回「大阪府特別職報酬等審議会 審議概要」より)

意 見
<p>○ 勤務の対価として報酬を支払うにも関わらず、月 8 日以上勤務している委員に対し、月 8 日を限度にしているのは反対給付となり得るのか。</p> <p>○ 一部の委員会で、月平均 8 日以上勤務しているということは、月 8 日以上の勤務が常態化している委員がいるのではないか。勤務に見合った報酬を払うべきではないか。</p>
考 え 方
<p>○ 現行の月あたりの上限額（日額×8 日 委員長：304 千円 委員：256 千円）は月額支給方式としている都道府県の月額平均を上回る水準。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">〔</span>         労働委員会委員長：241 千円          労働委員会委員：213 千円          ※上限額での支給の多い労働委員会を参考とする。         <span style="font-size: 2em;">〕</span> </p> <p>○ 前回改定時の勤務状況と比較し、月あたりの上限額（日数）を変更するまでの勤務日数の増加はない。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">〔</span>         委員の月あたり平均勤務日数          H22 年度：4.6 日      H26 年度：5.8 日         <span style="font-size: 2em;">〕</span> </p>

## 意見

- マーケットコストは考慮しないのか。行政側の都合だけで額を決めるのはいかがか。弁護士の相談料等のマーケットコストを考慮すべきと考える。
- それぞれ違う業務、職責を担っている委員会にも関わらず、一律に報酬を決めるのはいかがか。

## 考え方

- 報酬日額の基礎としている常勤の委員の給料月額と均衡を図る必要がある。
- 現行の報酬日額は、日額支給方式としている都道府県の各行政委員会の委員の日額平均を上回る水準。

<p>教育、人事、監査、公安：30 千円      収用：25 千円          選管、労働（公益）：29 千円      海区：24 千円      内水面：23 千円</p>
--

※千円単位四捨五入

## 意見

- 勤務日数の多い委員会は月額、少ない委員会は日額にするというのは、それが良いかは別として、一つの妥当な考えではないか。
- 日額には時間の概念がないが、業務に要する時間を考慮する必要はないのか。

## 考え方

- 地方自治法上、非常勤職員は原則日額支給である。
- 平成 23 年審議会で日額支給方式を意見具申し、その後、大きな状況変化はない。

## 資料 3 非常勤の行政委員の報酬の額の改定案

	改定内容
報酬の額	<p>○1.66%引上げ</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬の額</li> <li>  委員長：日 額   38,000 円→ 39,000 円</li> <li>          上限額   304,000 円→312,000 円</li> <li>  委 員：日 額   32,000 円→ 33,000 円</li> <li>          上限額   256,000 円→264,000 円</li> <li>・改定時期：平成 28 年 4 月 1 日から</li> </ul> <p>〕</p>
考え方	<p>○ 平成 23 年の意見具申をはじめ、過去より同様の取扱いをしていること。</p> <p>○ 他の常勤の特別職との均衡を考慮する必要があること。</p> <p>○ 引き続き、勤務状況については注視する必要があるものの、資料 2 の『考え方』を考慮すると、現時点においては、「報酬の額」「月あたりの上限額（日数）」「日額支給方式」等を改めるまでには至っていない。</p>



資料 4 意見具申（案）

平成 27 年 12 月 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府特別職報酬等審議会  
会長 池田 辰夫

行政委員の報酬等の額について（意見具申）

平成 27 年 6 月 19 日付け人企第 1356 号により意見を求められた標記のうち、下記 1 の事項について、別紙のとおり意見を具申します。

記

1 意見具申

- ・行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

## 大阪府特別職報酬等審議会意見具申

大阪府特別職報酬等審議会規則第二条の規定に基づき、平成 27 年 6 月 19 日、知事より本審議会に対して特別職の報酬等に関する諮問がなされた。

これを受け、本審議会では議論を行い、知事等の給料の額及び知事等の退職手当のあり方については、同年 9 月 1 日に既に答申等を行ったところである。その後、行政委員の報酬等の額（非常勤の委員に係る事項）について引き続き議論を行い、本日、意見具申に至った次第である。

本意見具申の趣旨を最大限に尊重され、適切に対応されるよう要望するものである。

### 【意見具申】

#### 第 1 意見具申

##### 1 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

本審議会では、平成 23 年の意見具申の考え方を基に、平成 24 年 4 月 1 日以降の委員の勤務状況、他都道府県の状況を勘案し議論を行ってきたところである。

その結果、引き続き、委員の勤務状況や他都道府県の動向等を注視していく必要があるものの、現時点においては、報酬の額、月あたりの上限額（日数）、日額支給方式等について、平成 23 年の意見具申を改めるほどの状況の変化は見られず、現行どおりとすることが妥当と考える。

併せて、他の特別職との均衡から、物価の変動や民間の動向を反映したものである一般職（本庁部長級職員）の給与改定率を参考に改定を行うことが適当である。

以上より、次のとおり提言する。

非常勤の委員長	日 額	39,000 円
	上限額	312,000 円
非常勤の委員	日 額	33,000 円
	上限額	264,000 円

なお、改定の時期は、平成 28 年 4 月 1 日から実施されることが適当である。

**【意見具申にあたっての考え方】****第1 意見具申についての考え方****1 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）****(1) 平成 23 年の意見具申の考え方**

- ① 地方自治法の規定では、非常勤の行政委員の報酬は、日額支給が原則であり、府民にとっての透明性、分かりやすさなどを考慮すれば、これを支持する。
- ② 行政委員には、常勤の者と非常勤の者がいるが、常勤であれ、非常勤であれ、その職務・職責は同一と考えられるので、非常勤行政委員の報酬日額は常勤行政委員の給料月額を常勤職員の月あたり平均勤務日数（21 日）で除した金額とするべきである。
- ③ 1 週間あたり 2 日、月で 8 日以上勤務になれば、常勤的な勤務と評価でき、これまでの取り扱いとのバランスを考慮して、月あたり 8 日勤務の場合に支給される金額を月あたりの支給の上限額とする。
- ④ 委員会または委員の職務は、それぞれの分野で重要な意義を有しており、その価値に差異を設けることは望ましくないところから、一律に定めることが適当と考える。

**(2) 行政委員の報酬の額について**

現在、平成 23 年の意見具申のとおり、平成 24 年 4 月 1 日以降は日額支給方式とされている。

本審議会では、平成 23 年の意見具申の考え方を基に、平成 24 年 4 月 1 日以降の委員の勤務状況、他都道府県の状況を勘案し議論を行ってきたところである。

委員の勤務状況について、平成 23 年の審議会において参考とした委員の月あたり平均勤務日数は、平成 22 年度では 4.6 日であった。本審議会において調査したところ、平成 26 年度は 5.8 日となっている。

また、他都道府県の状況について、報酬の支給方式は、「月額」、「日額」、「月額と日額の併用」と、各団体によって分かれており、委員会毎に異なった支給方式を規定している団体もあるなど様々である。

併せて、大阪府における報酬の額を他都道府県と比較したところ、報酬日額又は月あたりの上限額は、日額支給方式又は月額支給方式としている他都道府県の平均を上回る水準である。

上記の状況を勘案すると、報酬日額について、日額支給方式としている他都道府県の平均を上回る水準であり、職務・職責を同一と考えている常勤の行政委員との均衡も考慮すると、現行の水準は妥当なものとする。

また、月あたり 8 日勤務の場合に支給される金額を月あたりの上限額としていることについて、月あたり 8 日以上勤務している実態はあるものの、その上限額は、月額支給方式としている他都道府県の平均を上回っている状況であり、相応の水準は確保されていると考える。

加えて、平成 24 年度以降の勤務状況も勘案すると、引き続き、委員の勤務状況、他都道府県の動向等を注視していく必要があるものの、現時点においては、報酬の額、月あたりの上限額（日数）、日額支給方式等について、平成 23 年の意見具申を改めるほどの状況の変化は見られず、現行どおりとすることが妥当と考える。

併せて、他の特別職との均衡から、物価の変動や民間の動向を反映したものである一般職（本庁部長級職員）の給与改定率を参考に改定を行うことが適当である。

以上より、次のとおり提言する。

	意見具申	現行
非常勤の 委員長	日 額 39,000円	日 額 38,000円
	上限額 312,000円	上限額 304,000円
非常勤の 委員	日 額 33,000円	日 額 32,000円
	上限額 264,000円	上限額 256,000円

※ 上限額は日額×8日の額

なお、改定の時期は、平成 28 年 4 月 1 日から実施されることが適当である。

## 第 2 審議会での意見

本審議会において、委員から次のような意見があった。

### 1 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

- ・日額には時間の概念がないが、業務には長いものもあれば短いものもあり、考慮する必要はないのか。
- ・勤務の対価として報酬を支払うにも関わらず、8日以上勤務している委員に対し、8日を限度にしているのは勤務に対する反対給付となり得るのか。
- ・一部の委員会で、平均8日以上勤務しているということは、8日以上の勤務が常態化している委員がいるのではないのか。勤務に見合った報酬を払うべきではないか。
- ・勤務日数の多い委員会は月額、少ない委員会は日額というのは、ある意味妥当ではないのか。
- ・それぞれ違う業務、職責を担っている委員会にも関わらず、一律に報酬を決めるのはいかがか。
- ・マーケットコストは考慮しないのか。行政側の都合だけで額を決めるのはいかがか。弁護士の相談料等のマーケットコストを考慮すべきと考える。

※第 6 回審議会の意見を追加

## 【委員名簿】

(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
池田 辰夫	大阪大学大学院 高等司法研究科 教授	会長
尾池 良行	大阪府中小企業団体中央会 会長 (株式会社ナストコーポレーション 取締役会長)	
倉持 治夫	大阪商工会議所 副会頭 (大同生命保険株式会社 顧問)	会長代理
中村 文子	公認会計士	
藤本 加代子	関西経済同友会 幹事 (社会福祉法人隆生福社会 理事長)	
本荘 達子	全国消費生活相談員協会 参与 消費生活専門相談員	
山本 一志	日本労働組合総連合会 大阪府連合会 (全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 議長)	

## 【審議経過】

	開催日	主な審議内容
第四回	平成 27 年 8 月 3 日	・教育長の給料の額に係る審議 ・行政委員の報酬等の額に係る審議
第五回	平成 27 年 8 月 31 日	・答申(案)について審議
第六回	平成 27 年 12 月 7 日	・行政委員の報酬等の額に係る審議 ・意見具申(案)について審議

## 資料 5 意見具申の概要（案）

## 大阪府特別職報酬等審議会 意見具申の概要

本審議会では、知事等の給料の額等については、平成 27 年 9 月 1 日に答申等を行ったところである。その後、行政委員の報酬等の額（非常勤の委員に係る事項）について、委員の勤務状況、他都道府県の状況等を勘案し、引き続き議論を行い、意見具申に至った。

## 第 1 意見具申

## 1 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

	意見具申	現行
非常勤の 委員長	日 額 39,000円 上限額 312,000円	日 額 38,000円 上限額 304,000円
非常勤の 委員	日 額 33,000円 上限額 264,000円	日 額 32,000円 上限額 256,000円

※ 上限額は日額×8日の額

（考え方）

- ・前回改正（平成 24 年 4 月 1 日）以降の委員の勤務状況、他都道府県の状況等を勘案し議論を行い、その結果、引き続き、委員の勤務状況や他都道府県の動向等を注視していく必要があるものの、現時点においては、平成 23 年の意見具申を改めるほどの状況の変化は見られず、現行どおりとする。
- ・他の特別職との均衡から、本庁部長級職員の給与改定率（+1.66%）を参考に改定。

## 【委員名簿】

（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
池田 辰夫	大阪大学大学院 高等司法研究科 教授	会長
尾池 良行	大阪府中小企業団体中央会 会長 (株式会社ナストークコーポレーション 取締役会長)	
倉持 治夫	大阪商工会議所 副会頭 (大同生命保険株式会社 顧問)	会長代理
中村 文子	公認会計士	
藤本 加代子	関西経済同友会 幹事 (社会福祉法人隆生福祉会 理事長)	
本荘 達子	全国消費生活相談員協会 参与 消費生活専門相談員	
山本 一志	日本労働組合総連合会 大阪府連合会 (全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 議長)	

## 【審議経過】

	開催日	主な審議内容
第四回	平成 27 年 8 月 3 日	・教育長の給料の額に係る審議 ・行政委員の報酬等の額に係る審議
第五回	平成 27 年 8 月 31 日	・答申（案）について審議
第六回	平成 27 年 12 月 7 日	・行政委員の報酬等の額に係る審議 ・意見具申（案）について審議

## 資料 6 平成 27 年人事委員会勧告の概要

(「平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 (平成 27 年 10 月 19 日大阪府人事委員会)」より)

## 報告及び勧告のポイント

## ○月例給は3年連続、特別給(ボーナス)は2年連続の引上げ

## I. 月例給

本年4月分の職員給与は、民間を 5,995 円(1.55%)下回っている。

この較差を踏まえ、職員給与を次のとおり改定。

- 1) 給料表に定める給料月額を引上げ(平均改定率 0.7%)。
- 2) 地域手当支給割合を 1%引上げ。
- 3) 単身赴任手当を引上げ。
- 4) 医師に対する初任給調整手当を引上げ(較差外)。

## II. 特別給(ボーナス)

特別給を 0.1 月分引上げ。(年間 4.10 月分⇒同 4.20 月分)

民間の状況を踏まえ勤勉手当に配分。

## III. 改定時期

平成 27 年 4 月 1 日に遡って改定。

## 1. 民間との給与較差

## (1) 月例給

職員給与 (A)	民間給与 (B)	較 差 (B-A)
386,768円	392,763円	5,995円 (1.55%)

・職員給与算定の対象となる行政職給料表適用職員の平均年齢は 42.6 歳である。

## (2) 特別給(ボーナス)

年間支給月数	職員	民間
	4.10 月	4.21 月

・「民間」は、昨年 8 月から本年 7 月までの特別給(ボーナス)の支給月数。

「職員」の支給月数は 0.05 月単位で増減させている。(二捨三入)

## 3. 給与改定の内容

## (1) 月例給

## ①給料表に定める給料月額を引上げ

・行政職給料表：給料月額を概ね 2,200 円引上げ。

初任給は 2,500 円の引上げ。(平均改定率 0.7%)

・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定。

## ②地域手当支給割合を引上げ

・支給割合(現行 11%)を 1 ポイント引上げ。

## ③ 単身赴任手当を引上げ

- ・基礎額（現行 26,000 円）を 4,000 円引上げ。
- ・加算額の限度額（現行 58,000 円）を 12,000 円引上げ。

## ④ 初任給調整手当を引上げ

- ・限度額（現行 249,800 円）を 600 円引上げ。

## &lt; 較差解消額の内訳 &gt;

給料表 2,271 円 地域手当 3,434 円 単身赴任手当 12 円 はね返り分（※） 278 円  
 （※）給料等の一定割合で定められている手当額等の増加分（地域手当など）

## (2) 特別給（ボーナス）

支給月数を引上げ 【4.10 月→4.20 月】

民間の状況を踏まえ、勤勉手当に配分。

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
期末手当	1.225 月（改定なし）	1.375 月（改定なし）
勤勉手当	0.80 月（現行 0.75 月）	0.80 月（現行 0.75 月）

## (3) 改定時期

平成 27 年 4 月に遡って改定。



